

令和 7 年

総務委員会会議録

と き 令和 7 年 6 月 9 日

品 川 区 議 会

令和7年 品川区議会総務委員会

日 時 令和7年6月9日(月) 午後1時00分～午後2時58分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員	委員長 石 田 秀 男	副委員長 塚 本 よ し ひ ろ
	委 員 澤 田 え み こ	委 員 山 本 や す ゆ き
	委 員 石 田 ち ひ ろ	委 員 須 貝 行 宏
	委 員 松 本 と き ひ ろ	委 員 西 本 た か 子

出席説明員	堀 越 副 区 長	久 保 田 企 画 経 営 部 長
	崎 村 企 画 課 長	吉 岡 政 策 推 進 担 当 課 長
	井 添 S D G s 推 進 担 当 課 長	加 島 財 政 課 長
	長 尾 施 設 整 備 課 長	横 田 デ ジ タ ル 推 進 課 長
	西 澤 D X 戦 略 担 当 課 長	佐 藤 経 理 課 長
	宮 澤 税 務 課 長 (定額減税調整給付金担当課長兼務)	柏 原 区 長 室 長
	遠 藤 新 庁 舎 整 備 担 当 部 長	鴫 田 広 町 事 業 担 当 部 長 (都市整備推進担当部長兼務)
	藤 村 総 務 課 長 (秘 書 担 当 課 長 兼 務)	川 村 コ ン プ ラ イ ア ン ス 推 進 担 当 課 長
	野 口 官 民 共 創 担 当 課 長 (官民共創担当主査事務取扱)	與 那 嶺 戦 略 広 報 課 長
	木 村 人 権 ・ ジ ェ ン ダ ー 平 等 推 進 課 長	宮 尾 人 事 課 長
	田 口 人 材 育 成 担 当 課 長	三 井 新 庁 舎 整 備 課 長
	小 林 新 庁 舎 建 設 担 当 課 長	泉 広 町 事 業 調 整 担 当 課 長
	品 川 会 計 管 理 者	今 井 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
	黒 田 監 査 委 員 事 務 局 長	大 澤 区 議 会 事 務 局 長

○午後1時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、幹部職員紹介、事務事業概要およびその他を予定しております。なお、その他では、所管事務調査および行政視察等についてのご案内を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 幹部職員紹介

○石田（秀）委員長

初めに、予定表1の幹部職員の紹介を議題に供します。

実質的には今回が初めての委員会でございますので、改めて委員、理事者の皆様より自己紹介をお願いいたします。

では、初めに、委員長の私から行います。

石田でございます。1年間委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○塚本副委員長

副委員長の塚本よしひろです。よろしくお願いいたします。

○澤田委員

自民党の澤田えみこです。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○石田（ち）委員

共産党の石田ちひろです。よろしくお願いいたします。

○須貝委員

無所属の須貝行宏です。よろしくお願いいたします。

○山本委員

しながわ未来の山本やすゆきです。どうぞよろしくお願いいたします。

○松本委員

品川区議会日本維新の会の松本ときひろです。引き続きよろしくお願いいたします。

○西本委員

無所属の西本たか子です。よろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長

それでは、理事者の方々もお願いをいたします。

○堀越副区長

副区長の堀越です。どうぞよろしくお願いいたします。

○久保田企画経営部長

企画経営部長の久保田です。どうぞよろしくお願いいたします。

企画経営部の各課長につきましては、私からご紹介をさせていただきます。

初めに、崎村企画課長です。

○崎村企画課長

崎村です。よろしくお願いいたします。

○久保田企画経営部長

次に、吉岡政策推進担当課長です。

○吉岡政策推進担当課長

吉岡です。引き続きよろしくお願いいたします。

○久保田企画経営部長

次に、井添SDGs推進担当課長です。

○井添SDGs推進担当課長

井添です。引き続きよろしくお願いいたします。

○久保田企画経営部長

次に、加島財政課長です。

○加島財政課長

加島です。よろしくお願いいたします。

○久保田企画経営部長

長尾施設整備課長です。

○長尾施設整備課長

長尾です。よろしくお願いいたします。

○久保田企画経営部長

横田デジタル推進課長でございます。

○横田デジタル推進課長

横田です。よろしくお願いいたします。

○久保田企画経営部長

西澤DX戦略担当課長でございます。

○西澤DX戦略担当課長

西澤です。よろしくお願いいたします。

○久保田企画経営部長

佐藤経理課長でございます。

○佐藤経理課長

佐藤です。よろしくお願いいたします。

○久保田企画経営部長

宮澤税務課長でございます。

○宮澤税務課長

宮澤です。よろしくお願いいたします。

○久保田企画経営部長

企画経営部は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○柏原区長室長

それでは、私のほうから、区長室の幹部職員のほうを紹介させていただきます。なお、新庁舎整備課におきましては、新庁舎整備担当部長のほうからご紹介させていただきます。

まず、区長室長の柏原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、藤村総務課長、秘書担当課長兼務でございます。

○藤村総務課長

藤村です。よろしくお願いいたします。

○柏原区長室長

川村コンプライアンス推進担当課長でございます。

○川村コンプライアンス推進担当課長

川村です。よろしくお願いいたします。

○柏原区長室長

次に、野口官民共創担当課長でございます。

○野口官民共創担当課長

野口です。よろしくお願いいたします。

○柏原区長室長

続きまして、與那嶺戦略広報課長でございます。

○與那嶺戦略広報課長

與那嶺です。よろしくお願いいたします。

○柏原区長室長

続きまして、木村人権・ジェンダー平等推進課長でございます。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

木村です。よろしくお願いいたします。

○柏原区長室長

続きまして、宮尾人事課長でございます。

○宮尾人事課長

宮尾です。よろしくお願いいたします。

○柏原区長室長

続きまして、田口人材育成担当課長でございます。

○田口人材育成担当課長

田口です。よろしくお願いいたします。

○遠藤新庁舎整備担当部長

区長室の新庁舎整備課には新庁舎整備部門と、それから広町事業部門がございます。順に幹部職員の紹介をさせていただきます。

まず初めに、私、新庁舎整備担当部長の遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

三井新庁舎整備課長でございます。

○三井新庁舎整備課長

三井です。よろしくお願いいたします。

○遠藤新庁舎整備担当部長

小林新庁舎建設担当課長でございます。

○小林新庁舎建設担当課長

小林です。よろしくお願いいたします。

○遠藤新庁舎整備担当部長

泉広町事業調整担当課長でございます。

○泉広町事業調整担当課長

泉です。よろしくお願いいたします。

○遠藤新庁舎整備担当部長

なお、本日、広町事業担当部長でございますけれども、都市整備推進担当部長との兼務となっております。まして、本日は建設委員会のほうに出席しているところでございます。

私からは以上でございます。

○品川会計管理者

会計管理者、品川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○今井選挙管理委員会事務局長

選挙管理委員会事務局長の今井でございます。よろしくお願いいたします。

○黒田監査委員事務局長

監査委員事務局長の黒田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大澤区議会事務局長

大澤でございます。よろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長

それぞれありがとうございました。

なお、事務局からは、山口書記と黒肥地書記が、当委員会の事務に当たりますので、よろしくお願いいたします。

このメンバーで1年間、実りある委員会にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

2 事務事業概要

- (1) 企画経営部
- (2) 区長室
- (3) 会計管理室
- (4) 選挙管理委員会事務局
- (5) 監査委員事務局

○石田（秀）委員長

次に、予定表2の事務事業概要を議題に供します。

進め方でございますが、予定表に記載してあるとおり、(1)企画経営部から(5)監査委員事務局まで一括して説明していただき、その後、質疑に移りたいと思います。

なお、事務事業概要につきましては、例年に倣い、新しい委員で構成される最初の委員会であります。各所管の事務について概要説明を受けるものでありますので、具体的な質疑につきましては、今後取り上げていく報告事項等の案件の中で行っていただきたいと思います。本日は、説明、質疑とも簡潔をお願いいたします。

それでは、(1)から(5)まで、一括して理事者の説明をお願いいたします。

○久保田企画経営部長

初めに、私より、企画経営部の事務事業概要についてご説明させていただきます。私からは総合的な

説明をいたしまして、その後、各課長より各課の事業について説明いたします。

企画経営部の事務事業概要の電子の資料では2ページ、紙の資料では1ページをご覧ください。企画経営部は、企画課、財政課、施設整備課、デジタル推進課、経理課、税務課によって構成され、その共通の役割は、いずれの課も、区のトップマネジメントの補佐、区政の推進に向けた各所管の支援等の役割を担っております。この考え方によりまして、各課におきましては、各部課間の調整をはじめ、計画の立案や行財政改革の推進、SDGsの推進、予算案の作成、計画的な施設整備、情報施策やDXの推進、システムの整備・運営、総合庁舎の維持管理、契約事務、そして区の財源の根幹をなします特別区民税・都民税等の賦課・徴収などを進めております。

また、現下の社会情勢に目を向けますと、企画経営部としては、人口減少と少子高齢化が同時進行することによる労働力不足が予測されており、持続的な経済成長はもとより、社会保障システムを維持することが難しい状況にあり、さらには、世界規模での急激な変化などにより、未来の予測が困難な時代にあると認識しているところです。

こうした情勢を踏まえまして、山積する課題に各企画経営部の各課が一丸となりまして、横断的な課題に対して、各部と連携しながら迅速かつ確に対処し、「区民の幸福（しあわせ）」の観点からウェルビーイングにつながる施策の推進に取り組んでまいります。

電子の資料では4ページ、紙の資料では2ページをご覧ください。企画経営部の組織図であります。6つの課で構成し、職員は全体で181名、そのうち管理職は私を含めて10名であります。

私からの説明は以上であります。この後、各課長より、各課の事務事業概要について説明させていただきます。

○崎村企画課長

では引き続き、電子の資料では4ページ、紙の資料の3ページ以降にございます、企画課の事務事業概要について、政策推進担当課長、SDGs推進担当課長とともに説明させていただきます。

1の分掌事務でございます。企画課には企画担当、計画担当、政策推進担当、SDGs担当の4つの担当係がございます。

初めに、企画担当の主な事務についてご説明いたします。（3）の事業の進行管理や、（5）区政の総合調整、（7）の行政組織や、（8）にあります区政運営会議に関することなどが大きな事務となります。

また、計画担当の分掌事務のうち（1）の行政計画の管理、（2）区の政策に係る調査研究につきましては、主に私のほうで所掌をしております。

おめくりいただきまして、企画担当の主な事務事業についてご説明をさせていただきます。

まず、（1）の主要事業の進行管理ですが、予算編成時などにおきまして、今後展開する事務事業について、長期基本計画や総合実施計画等との整合・調整を図り、総合的な視野から、財政課と連携いたしまして主要な重点事業の選択を行うとともに、円滑な執行の確保に努めているところでございます。

（2）の総合調整ですが、新規施策の検討・立案時や、特に調整を要する事務事業の執行時において、総合的な立場からの調整・助言を行いながら、首脳部の補佐をしているところでございます。

1つ飛びまして、（4）区政運営会議の開催ですが、区政運営の最高方針および重要施策の基本方針の審議、各部門相互の総合調整等を行い、区政の総合的かつ効率的な推進を図っております。

おめくりいただきまして、電子の資料では6ページ、紙の資料の5ページとなります。計画担当のうち、（1）行政計画の管理につきましては、長期基本計画や、本年4月に改定いたしました総合実施計

画など、区の施策推進の柱となる行政計画の策定・調整・進行管理を行っているところでございます。

（２）政策に係る調査研究では、人口推計や各種統計の作成・分析など、施策遂行に必要な調査等を行っております。

その他につきましては、各担当課長よりご説明をさせていただきます。

○吉岡政策推進担当課長

それでは、企画課の事務事業のうち、政策推進担当課長が対応するものについてご説明いたします。

引き続き電子の資料６ページ、紙の資料５ページをご覧ください。計画担当では、主な事務事業といたしまして、（３）行政評価についてでございますが「区民とともに進める新時代のしながわ」の実現のため、より実効性の高い施策展開に向けた事業内容の充実や、中長期的な視点からの施策のスクラップ・アンド・ビルドを行っていくなど、事業の不断の検証、見直し、改善等を進めるものでございます。①のとおり、全小事業を対象とする財務諸表を活用した事務事業評価、そして②のとおり、区民・有識者等で構成する評価委員会を設置した政策評価を実施いたします。

次に、６ページをご覧ください。政策推進担当の主な事務事業でございますが、（１）の公共用地等の活用でございます。①の旧荏原第四中学校につきましては、ＰＦＩ方式により整備をしていくことから、事業者選定に必要な実施方針等の作成などＰＦＩ法に基づく各種手続のため、機能面等の検討を行うとともに、事業者へのサウンディング調査を実施いたします。また、②のその他の区内に点在する公共用地につきましては、区民サービスの向上や行政目的の実現を目指し、行政需要や地域特性等を踏まえた整備案の検討を行うとともに、各部課との調整および助言等を行います。

○井添ＳＤＧｓ推進担当課長

それでは、企画課の事務事業のうち、ＳＤＧｓ推進担当課長が対応するものについてご説明いたします。

１枚おめくりいただきまして、電子の資料８ページ、紙の資料７ページをご覧ください。ＳＤＧｓ担当の事務事業でございます。ＳＤＧｓ未来都市として、ＳＤＧｓの達成に向けた取組を加速させ、地域の課題解決および持続可能な発展を目指してまいります。

具体的な事業については、大きく５つございます。

まず、（１）ＳＤＧｓ未来都市計画推進では、昨年１０月に策定いたしました、ＳＤＧｓ未来都市計画の進捗確認や全庁的な調整を行い、計画を確実に進めてまいります。

次に、（２）しながわＳＤＧｓ共創推進プラットフォーム等運営では、①しながわＳＤＧｓ共創推進プラットフォームと、次のページの②しながわシティラボ、③研修等を実施してまいります。このうち、①しながわＳＤＧｓ共創推進プラットフォームでは、区内企業や団体など多様なステークホルダー間の相互交流や情報共有を通じ、ＳＤＧｓの達成に向けた取組の推進および地域課題や行政課題の解決を目指してまいります。

１枚おめくりいただきまして、次のページ、②しながわシティラボでございます。こちらは、各部署から募った課題を専用ホームページに掲載し、企業・団体・大学等から提案を募る、課題解決型と、企業・団体・大学等から区の社会課題解決に対する提案を募集し、区が実証実験の場などを提供する、実証実験提案型により、新たなソリューションを創出してまいります。

③研修等では、職員のＳＤＧｓ推進意識の向上と産学官の連携の機運醸成を図るため、オンラインセミナーやワークショップを実施してまいります。

続いて、次のページの下をご覧くださいまして、（３）ウェルビーイング・ＳＤＧｓ推進ファンドで

は、SDGsに資する地域課題・行政課題の解決を図る民間企業や地域団体、大学、研究機関等が行う新たな技術やサービスを用いた事業に対して助成を行うことにより、多様な区民ニーズに対応し、区民のウェルビーイングの向上を目指してまいります。

次に、電子の資料では12ページ、紙の資料では11ページをご覧ください。

新規事業でございます。（４）中高生リバースメンター事業では、中高生が区長のメンター、相談役となり、自身の問題意識を深掘り、アイデアを磨き上げ、政策を立案いたします。検討した内容は、区長にプレゼンテーションを実施し、事業化を目指してまいります。

最後に、（５）SDGs宣言制度では、区内事業者・団体等のSDGsの取組を一層促進するため、SDGsの達成に資する取組を募集し、認定した事業者・団体等に対して、宣言証とステッカーを交付し、区のホームページ等で発信してまいります。

○加島財政課長

それでは、私から、財政課の事務事業概要についてご説明をさせていただきます。電子の資料14ページ、紙の資料12ページをご覧ください。

1番、分掌事務です。財政課では財政の計画や調整、予算の編成や配当、執行の調整、財政状況の公表、区債に関することなどを所掌しております。

2番、事務事業の内容です。

（１）財政計画の策定ですけれども、社会情勢の変化や区民の皆様のニーズに適切に対応し、かつ、健全な財政運営を図るため、財政計画を策定しております。

（２）都区財政調整交付金の算定です。都区財政調整制度に基づき、協議や数値確認、交付金の算定を行い、区の財源の確保を図ってまいります。

（３）決算統計の作成ですが、毎年6月に全国統一基準で作成しており、都を通じて総務省に提出を行っております。

（４）予算の編成です。来年度予算編成の基本方針を定めまして、この方針に基づき、年間予算を編成しております。また、緊急に予算措置を必要とする場合につきましては、補正予算を編成するものでございます。

13ページをご覧ください。令和7年度の各会計当初予算額は記載のとおりで、一般会計と特別会計を合わせた純計につきましては、2,957億2,792万9,000円となっております。

（５）予算の配当および執行管理です。予算執行計画に基づき収支の進捗状況を把握し、的確な予算執行の確保に努めるものでございます。

（６）財政状況の公表です。品川区財政状況の公表に関する条例に基づき、毎年6月と12月に広報しながら、区ホームページ等において公表を行っております。

最後に、（７）区債の借入れおよび償還です。公共施設建設や用地の取得等で多額の資金を必要とする場合や、事業の効果が将来にわたるような事業等を実施する場合に、区債による資金の調達、償還を行います。令和6年度末における区債残高は記載のとおり、143億6,645万6,000円となっております。

○長尾施設整備課長

私からは、施設整備課の事務事業概要を説明いたします。初めに電子の資料16ページ、紙の資料14ページをご覧ください。

1、他課との連携事業では、主に（１）に示す、区有施設の整備計画、建設事業といった技術分野に

において、施設主管課のほうから執行委任を受け、2、分償事務に示す業務を4つの係で担っております。

次に、15ページの3、事務事業内容をご覧ください。（2）には令和6年度の主要な工事、設計実績を示しております。工事については、①番、大井保育園改築工事や、②番、総合体育館、日野学園空調設備改修工事などが竣工しております。

次に、16ページをご覧ください。（3）には、令和7年度の主要な工事、設計の予定を示しております。工事については、①番、中原保育園および中原児童センター改築工事や、③番、大原児童発達支援センターおよび大原児童センター大規模改修工事などが令和7年度内に竣工予定です。

次に、17ページをご覧ください。（4）脱炭素化に向けた取組についてです。（ア）に示すように、既存都有建築物への太陽光発電設備設置の工事を2件実施いたします。下段の表は、令和6年度までに太陽光発電設備の設置が完了した区有建築物の一覧表になっております。

続いて20ページをご覧ください。（イ）ZEB等の認証取得についてです。令和7年度は、記載の施設においてZEB認証取得に向けた検討を進めてまいります。下段には令和6年度までに認証取得した区有建築物の一覧表を示しております。

○西澤DX戦略担当課長

私からは、デジタル推進課の事務事業概要について説明いたします。前半は私のほうから、後半はデジタル推進課長から説明させていただきます。電子の資料22ページ、紙の資料は21ページからとなります。

まず、1の他課との連携については、（1）の基幹事務管理システムの運用管理、これは財務会計や職員の勤怠管理などのシステムの運用を行います。

（2）の住民情報システムの運用管理では、戸籍住民課などの記載の課とも連携していく事業でございます。

続きまして、2の分掌事務です。デジタル推進課は情報推進担当、DX戦略担当、情報セキュリティ担当の3つの担当主査制で構成されております。情報推進担当は主に、各種情報システムの運用管理や社会保障・税番号制度に関する事業、DX戦略担当は、デジタル・トランスフォーメーションに関すること、情報セキュリティ担当は、情報管理安全対策やネットワークの運用管理が主な事務となります。

続いて、3の事務事業内容に移りまして、（1）ICT推進管理費について説明します。デジタル推進課では、令和7年度に新たに改定される、品川区DX推進基本方針に基づき、デジタル・トランスフォーメーションをさらに推進いたします。デジタル技術を最大限活用することにより、サービスDX、地域DX、シゴトDXの3つを推進し、デジタル変革に取り組んでまいります。

具体的な施策について説明させていただきます。

①の情報化基盤の整備は、Microsoft 365の導入とIT基盤の全面的な刷新を進めてまいります。電子の資料24ページ、紙の資料の22ページに移りまして、基幹事務管理システムの運用は、内部業務のシステムの整備と安定的配置を図っていきます。

区民サービスなどのデジタル化では、電子申請サービスのさらなる拡大、施設予約システムなど区民サービスの向上を目指していきます。

電子の資料26ページ、紙の資料24ページに移りまして、④DX人材育成では、所管部署の業務改善とデジタルツール活用の研修を充実させ、実践的な内容でデジタル人材の育成を図ってまいります。

○横田デジタル推進課長

私からは、ネットワーク・セキュリティ経費と住民情報システム運営費について説明いたします。

電子の資料 2 6 ページ、紙の資料 2 5 ページをご覧ください。ネットワーク・セキュリティ経費になります。こちらは、各業務システムの基盤となる庁内ネットワークの整備、運用を行う事業、区の情報セキュリティを確保するための対策、しながわフリーW i - F i の運用、区施設W i - F i の整備を行っております。今年度は第 5 次 L G W A N への移行、全庁ネットワークの機器更改を行ってまいります。

続きまして、電子の資料 2 8 ページ、紙の資料 2 7 ページをご覧ください。（3）の住民情報システム運営費は、住民基本台帳や税システムなど、行政運営の基本となるシステムを運用する事業になります。①の業務システムの開発・維持メンテナンスについてでございますが、法改正等があったときに必要なシステムの改修等を行うものでございます。

次のページに移りまして、③の番号制度対応についてでございますが、これまで、各種証明書のコンビニ交付や、情報提供ネットワークシステムを利用した行政機関間での情報連携などを行っております。

④の業務システム標準化対応でございますが、住民税や介護保険などのシステムを国が定める標準仕様書に準拠したシステムに移行する事業でございます。令和 7 年度は、国が構築するクラウド環境であるガバメントクラウド上へ住民税、軽自動車税システムを移行してまいります。

○佐藤経理課長

私からは、経営課の事務事業概要についてご説明いたします。電子の資料 3 2 ページ、紙の資料 3 0 ページをご覧ください。

経理課の事務事業につきましては、1 の他課との連携事業のとおり、関係部署と連携しながら進めております。

2 の分掌事務についてです。記載のとおりでございますが、主に区役所の総合庁舎の維持管理、財産の管理、契約手続と工事の完了検査を担当しております。

次の 3 1 ページをご覧ください。3 の事務事業内容です。

初めに、（1）庁舎管理係では、総合庁舎の維持管理業務のほか、庁有自動車の運行管理などを行っております。

①の庁舎維持管理事務では、光熱水費等の支払いや、庁舎の清掃・案内・警備等の委託、維持補修工事などを行っております。また、区のキッチンカー活用事業につきましては、先週 6 月 4 日から 3 階のプラッツァにて新規に事業を開始しております。

次に、②の庁有自動車運行管理では、庁有自動車等の管理や貸出し、ここで、ウの E V カーシェアについては、昨年 8 月から 2 台を設置しまして、平日日中は区の職員、そのほかの時間はカーシェアリングとして区民に貸出しを行っております。

電子の資料 3 4 ページ、紙の資料 3 2 ページをご覧ください。

（2）管財係では、公有財産の管理および普通財産の処分等を行っております。令和 6 年度までの実績は表のとおりです。また、土地の取得などに関し、適正な価格を評定するため、③品川区財産価格審議会を昨年度は 4 回開催しまして、7 件の議案を審議しております。

（3）検査事務では、技術検査担当が 1 件の予定価格 5 0 万円以上の工事検査、一定額以上の物品購入に係る検査を管財係が行っております。

最後に、（4）契約係では、区が発注する工事請負や物品購入等の契約事務を行っております。昨年度の実績は合計 2, 7 8 5 件、5 2 6 億 3 0 8 万 3, 0 0 0 円でした。また、昨年第 4 回定例会にて、品川区公契約条例の議決を得まして、本年 4 月から施行しております。今年度は公契約審議会を設置し、

労働報酬下限額の審議をいただく等、公契約の適正な履行および品質の確保に向けて取り組んでまいります。

○宮澤税務課長

私からは、税務課の事務事業概要についてご説明させていただきます。電子の資料36ページ、紙の資料34ページをご覧ください。

税務課は特別区税の賦課徴収を所管する部署でございます。税務課は、税の賦課を行う課税部門と、徴収を行う納税部門に大きく2つに分かれておりまして、ふるさと納税担当などを含め12系の体制で対応しております。

次に、(1) 特別区民税・都民税賦課事務、いわゆる都民住民税でございますが、その年の1月1日現在、住所を有する個人に対し、前年の所得について賦課を行います。令和6年度までの当初賦課実績につきまして、また、電子の資料38ページ、紙の資料36ページの納・課税証明書発行件数等につきましては記載のとおりでございます。

(2) 軽自動車税種別割賦課事務でございます。軽自動車税につきましては、スクーターなどの原動機付自転車から4輪の軽自動車までが課税対象となっております。①の当初賦課件数、当初課税件数と調定額および各種証明書の発行件数につきましては、記載のとおりでございます。

次に、(3) の臨時運行許可事務でございます。これは、車検が切れている車両などを動かす際に、車検や登録のために期間を定めて臨時運行を許可し、仮ナンバーを貸与するものでございます。

次に、(4) の軽自動車税賦課事務および臨時運行許可事務における標識等の弁償金でございます。こちらは、原動機付自転車の廃車届などをする際に、紛失によりナンバープレートを返却できない場合に弁償金を頂くものでございます。

次に、(5) 特別区たばこ税の事務でございます。日本たばこ産業株式会社や製造事業者、特定販売事業者が国内の販売店にたばこを販売する際に、本数によって税額を申告していただくものでございます。

電子の資料40ページ、紙の資料38ページにお進みいただきまして、(6) ふるさと納税事務でございます。寄附の金額に応じて、体験型や商品型等の返礼品を送付しております。これにつきましては、品川区への寄附金や、他自治体への寄附による控除額、流出額の推移を載せております。

紙の資料39ページから40ページ、(7) 特別区税徴収事務では、直近の5年分の特別区税の徴収の調定額、収入額、収入歩合の実績を記載しております。

最後のページをご覧くださいまして、(8) 定額減税し切れないと見込まれる方への給付金、不足額給付の支給事務でございます。こちらは、令和6年度に定額減税を実施し、減税し切れなかった方に調整給付金を支給しましたが、令和6年中の所得に変動があり、不足額が生じた方等へ給付金を支給するものでございます。

○柏原区長室長

続きまして、私のほうからは区長室における事務事業の概要について説明をいたします。区長室の事務事業概要をご覧ください。おめくりいただきまして目次がございまして、その次のページ、電子の資料2ページ、紙の資料1ページ目になります。区長室の概要ということで、私からご説明いたします。

区長室は、区政における総合的な管理部門ということで、円滑な行政執行を進める役割を担っております。施策の実践部門であります各部でありますけれども、それに対しまして区長室は、区議会と十分な連携を図るための窓口をはじめといたしまして、区長・副区長の秘書事務、法規立案・解釈等の助言、

平和・国際交流事業、教育委員会との連携によるいじめ対策防止の強化、官民連携の推進、戦略的広報、人権尊重・ジェンダー平等の推進、職員の人事管理や人材育成、新庁舎等の整備に向けた検討、その他、区のどの部門にも属さない事象への対処や危機に際しての総合調整などによりまして、企画経営部とともに区政執行のためのサービススタッフ機能を受け持っているものでございます。

令和7年度の主要課題は、戦後80周年を迎えての平和の継承、コンプライアンス推進体制の確立、地方との共存共栄、区民参加型デジタルプラットフォームの推進、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための計画の策定、Mission Vision Valueに基づく人材育成・確保、新庁舎の整備や庁舎跡地等活用検討などがございます。

めくっていただきまして、次のページ、電子の資料4ページ、紙の資料2ページには各課の事務分掌概略が記載されておりまして、その次のページが区長室の組織図というふうになってございます。区長室は総務課、戦略広報課、人権・ジェンダー平等推進課、人事課、新庁舎整備課で構成されておりまして、職員数は119名というふうになってございます。

それでは、各課の事務事業につきましては各課長のほうから説明させていただきます。

○藤村総務課長

次に、私のほうから総務課の事務事業概要について説明させていただきます。電子の資料8ページ、紙の資料6ページをご覧ください。

こちら、他課との連携事業のほうを記載しておりまして、一番上に記載の、非核平和都市品川宣言事業、広島・長崎平和使節派遣事業のほか6事業について掲載しております。内容および連携課については、記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。こちら、総務課各係の事業でございます。まず、(1)の総務係でございます。

①の二十歳の集いおよび新年賀詞交歓会につきましては、記載のとおりの日程で実施に向けて準備を進めておるところでございます。

③品川区官公署等連絡会については、4月末に開催済のものもでございます。

また、④の特別職報酬等審議会についても、今年度も開催を検討してまいります。

次に、⑤私立学校に関する事務および⑥の外国人学校児童生徒等保護者補助金についても、総務係の担当事務として実施しております。

⑦特別区競馬組合配分金につきましては、配当分の歳入がございますので、そちらについて記載しているものでございます。

また、⑧のとおり、区長部局において区議会や行政委員会との連絡調整を行う窓口となつてございますので、そちらに関連しまして、⑨のとおり、総合教育会議の開催も担当しているものでございます。

次に、電子の資料10ページ、紙の資料8ページのほうをご覧ください。⑩の危機管理業務でございます。こちらの自然災害等以外の危機事象、または疾病によるもの、および自然災害によるもの、それぞれのケースのほか、危機事象の未然防止を含めて危機管理対策を担っているものでございます。

続きまして、⑪の区内企業との連携促進、⑫の大学との協働の推進におきましては、それぞれの主体との連携を促進し、区政の発展へとつなげるものでございます。

次に、9ページに参ります。(2)で、文書担当の項目でございます。こちら、①の法規事務として、条例等の立案および要綱をはじめとする文書の審査と、法規的側面からの検討、訴訟等への対応を行っているところです。また、②の文書管理事務としましては、文書の保存、保管・管理、公印の管理など

を行っているところでございます。

次に、（３）秘書担当の項目でございます。秘書担当の業務としては、①区長および副区長の秘書業務のほか、そのほか３事業を記載しているような形になっております。また、自治功労者等表彰といたしましては、令和７年１０月１日に実施を予定しているものでございます。

おめくりいただきまして、次に、１０ページでございます。（４）平和・国際担当でございます。

まず、①の非核平和都市品川宣言事業としては、広島・長崎への平和使節派遣事業や、戦後８０年を迎えるに当たり、「被爆ピアノ」を活用した事業の実施を検討しているところでございます。

次に、②地域住民と外国人の交流促進といたしましては、多文化共生に係る講座の実施をはじめとする各種事業でしたり、大使館・領事館との交流促進、今年度より開始いたしました、グローバル人材育成海外派遣事業を実施するものでございます。

③の国際友好都市交流事業といたしましては、品川区国際友好協会が交流事業の実施主体として友好都市等との関係を図っているものでございます。

次に、電子の資料１２ページ、紙の資料１１ページに参ります。④のウクライナ避難民支援事業につきましては、ウクライナから避難を余儀なくされた方の支援を行っているものでございます。

（５）のコンプライアンス推進担当および（６）の官民共創担当につきましては、それぞれの担当課長からご説明申し上げます。

○川村コンプライアンス推進担当課長

私からは、（５）コンプライアンス推進担当の業務をご説明いたします。主立った業務はこちらに記載してございます４点です。

①コンプライアンスの推進の中で、推進委員会の設置や研修の実施、ハラスメントの調査、カスタマー・ハラスメント対策等を行います。

②公益通報につきましては、内部通報および外部通報の受付の窓口となっております。

おめくりいただきまして、③内部統制・監査につきましては、職員の非行や事故の発生時に適切に対処いたします。

④いじめ防止対策推進事業は、弁護士等の専門家による第三者的視点を活用しながら、教育委員会等と連携協力の下、いじめ相談対応やいじめ予防の啓発を実施いたします。

○野口官民共創担当課長

私からは、官民共創担当課所管分についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、電子の資料１４ページ、紙の資料１２ページの下段をご覧ください。（６）の官民共創担当についてです。

①として、区内外企業や他自治体間との従前の枠組みとは異なる新たな枠組みについてとして、区内外の企業や団体や、あと、他自治体と関係および総合調整を行い、企業、団体や他自治体と品川区が共に区民への施策をより効果的かつ波及してまいりたいと考えております。

②全国自治体との連携事業と、③市町村交流事業として、連携協定を締結する高知県や、福井県坂井市との区民交流ツアーなどを実施するほか、神奈川県山北町、山梨県早川町との、水と緑の市町村との交流事業を実施しております。

○與那嶺戦略広報課長

私からは、戦略広報課の事務事業について、電子の資料１６ページ、紙の資料１５ページよりご説明申し上げます。

まず、１枚おめくりいただきまして、電子の資料１８ページ、紙の資料１６ページをご覧ください。

他課との連携事業、5事業ございまして記載のとおりでございます。

1ページおめくりいただいて、紙の資料17ページでございます。戦略広報課の各係の事業についてでございます。

まず、(1) 広報広聴担当でございます。

①広報紙につきましては、毎月3回、9万8,000部を発行しております。新聞折り込みが7万4,600部、日刊紙が6紙、それからスポーツ紙が6紙、そのほか駅などの広報スタンドや郵便局などで配布をしております。そのほか、ご希望いただいた方への個別配送も行っております。また、その下、声の広報につきましても発行しております。

その下、②から、少し先まで18ページの⑤にかけてでございます。こちらは、ポスターや冊子の発行、航空写真の撮影について記載をしているところでございます。

18ページ、⑥広聴等事務でございます。こちら、日々のメールや電話、窓口対応、また、調査、アンケートなど区民の皆様のご意見をお伺いし、区政に反映するものでございます。

その下のb、住民参加型デジタルプラットフォームを今年度の新規事業として実施を予定しております。現在、準備を進めているところですが、8月から9月頃に4テーマ程度での実施を想定しているところでございます。

少し飛びまして、電子の資料22ページ、紙の資料20ページをお願いいたします。(2) 報道担当でございます。

①広報番組等につきましては、ケーブルテレビ品川で区からのお知らせ、それからシリーズ番組等を放映しているところでございます。また、こちらで制作した広報番組については、YouTubeチャンネルでも視聴できるようにしております。

その下、②、a、ホームページでございます。こちら、令和6年度の総アクセス件数は約1,376万件でございました。その下、b、しなメール、c、公式X、d、YouTubeチャンネル、e、フェイスブック、f、LINE、また、g、エリアメール、h、インスタグラムと、様々な媒体での情報発信を行っているところでございます。

③FMラジオにおきましても、区の情報を発信して放送しているところでございます。また、災害時には優先的に情報発信できるよう、協定を結んでいるところです。

その下、④パブリシティでございます。令和6年度の実績といたしましては、プレスリリースが139件、このプレスリリース案件を含めたものについての6大紙への掲載は321件でございました。

電子の資料24ページ、紙の資料22ページにお進みください。(3) 情報公開担当が取り扱う情報公開、その下、行政不服審査会につきましては実績は記載のとおりでございます。情報公開請求につきましては、令和6年度から電子申請での受付を開始、また、今年度、令和7年度からはCD-Rでの交付を開始するなど、電子化を推進しているところでございます。

その下、(4) 都市ブランディング担当でございます。4月3日に新たな都市ブランドデザインとなる、メッセージ・ロゴ・アートを発表いたしました。「しあわせ多彩区」のメッセージをしっかりと浸透させていくべく、今年度取り組んでまいります。

区民相談室の事務でございます。こちらは、各種相談を承っておりますが、表の右側に令和6年度の実績が書いてございます。右下、合計でございますが3,659件で、前年度より17件の増という形でございました。

電子の資料26ページ、紙の資料24ページにつきましては、区政資料コーナーの運営、こちらは、

区政についての資料を収集し、閲覧・貸出等のサービスを提供しているところでございます。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

私からは、紙の資料25ページ、人権・ジェンダー平等推進課の事務事業についてご説明させていただきます。

電子の資料28ページ、紙の資料26ページをご覧ください。他課との連携事業一覧につきましては記載のとおりです。

次に、各係の事業についてご説明いたします。

まず、(1)人権・同和対策担当では、様々な人権に関する啓発や同和対策を担当しております。1)の啓発事業では、5月の憲法週間および12月の人権週間において講演会を開催しており、憲法週間講演会については、本年5月14日に実施いたしました。人権週間講演会と映画のつどいについては、12月3日にきゅりあんにて開催を予定しております。人権週間では同時に、しながわ人権のひろばを荏原文化センターで開催いたします。

電子の資料30ページ、紙の資料28ページをご覧ください。2)の①その他啓発事業についてです。昨年度実施した、品川区「人権・ジェンダー平等に関わる意識調査」の結果について、区民意識の変化などを分かりやすくまとめた啓発冊子「人権・ジェンダー平等を考える」を作成し、区民への啓発として活用してまいります。次に、職員への啓発対応強化として「差別事象対応マニュアル」や「品川区職員・教職員向け 性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する行動指針」に基づき、職員研修を実施してまいります。また、職員・教職員向けに、部落差別や人権問題に関する研修を実施しております。そのほか、啓発パネル展や懸垂幕の掲示、啓発冊子等で人権啓発を実施してまいります。

紙の資料29ページをご覧ください。こちら、②広報特集号につきましては、人権に関する特集号を4月と11月の年2回発行しております。

③虐待防止ネットワークの推進につきましては、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、配偶者暴力に対して、地域の見守りを強化するとともに、関係機関との連携による速やかな対応を目指すことを目的に、本協議会を開催しております。

⑤の調査研究は、各種集会への参加や視察研修により理解を深めているところです。

続いて電子の資料32ページ、紙の資料30ページ、⑦は同和地区出身者などの人権問題、福祉、健康などの日常生活相談になります。

次に、(2)ジェンダー平等推進担当です。条例による、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進の施策のための調達実施、普及啓発を担当しております。まず、社会推進会議ですが、こちらは、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例に基づいて設置された附属機関でございます。昨年から2年間の任期で委員を選出し、本年度は推進計画の策定、昨年度の事業評価、また、その他、推進計画に関する重要事項や、区が実施するジェンダー平等社会推進施策に関する事項について、調査、審議を行うものです。

2)苦情・相談の申出・対応は、区が実施するジェンダー平等推進施策などについての、苦しい事情やその相談の申出の受付になります。

3)の東京都パートナーシップ宣誓制度の活用につきましては、性的マイノリティ当事者への支援の一環として、パートナーシップ関係にある方の生活上の不便を軽減し、誰もが暮らしやすい環境につなげていくために、東京都パートナーシップ宣誓制度の受理証明書を活用して区の行政サービスの提供を実施しております。

4) 啓発事業につきましては、ジェンダー平等推進フォーラムを11月8日に開催する予定で、区民公募および立正大学の学生により、開催に向けて現在、企画運営の準備を進めているところでございます。

②性の多様性尊重啓発については、LGBTQ当事者や支援者であるアライの方々の居場所づくりのための交流スペース事業「みんなのひろば」を年4回開催いたします。

③の啓発講座につきましては、ジェンダー平等やワークライフバランス、男性の生きづらさ、DV等に関する啓発講座の実施に取り組んでまいります。

⑥コンテンツデータを作成し、SNS等で条例内容の周知に活用してまいります。

⑦ジェンダー平等推進センターの運営につきましては、交流室の利用、会議室の貸出しをはじめ、女性相談員による総合相談の実施や心のカウンセリング、SNS相談と、LGBTQ専門相談として、にじいろ相談を実施しております。また、優しさをかたちにプロジェクトにつきましては、事務局として生理用品の無償配布に取り組んでいるところです。

○宮尾人事課長

それでは、私から人事課の事務事業概要について、一括してご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、電子の資料38ページ、紙の資料36ページをご覧くださいと思います。他課との連携事業につきましては、資料に記載のとおりでございます。

紙の資料37ページをご覧くださいと思います。各係担当の分掌事務でございます。

まず、初めに(1)人事係ですが、職員の採用、昇任、退職、昇給、異動、服務規律など、人事管理全般を担当してございます。

次に、(2)給与係ですが、職員の給与、旅費、退職手当などの支給事務を担当しております。

(3)職員厚生係ですが、職員の福利厚生、健康管理を担当しております。被服の貸与、災害対策職員待機寮に関する事務のほか、職員の健康管理につきましては、各種健康診断の実施、安全衛生委員会の運営、公務災害補償等に関する事務を担当しております。そのほか、東京都職員共済組合に関する事務なども担当してございます。

おめくりをいただきまして、電子の資料40ページ、紙の資料38ページをご覧くださいと思います。(4)人材育成担当ですが、人材育成、確保、基本方針の推進、研修の計画実施に関する事務を担当しております。職層研修では、採用時や昇任時および各職層で身につける必要がある諸知識や技能などの研修を計画実施しております。選択研修では、各所属に必要な専門的知識を得るものや、政策形成能力を向上させるために実務的な研修を実施しております。このほか、自己研さんのための自己啓発に関する費用の助成などの支援、特別職員研修所で実施する共同研修への職員派遣事務などを担当しております。

最後に、(5)の制度・定数担当ですが、人事給与制度の全般と職員の定数管理について所管をしております。また、労務担当といたしまして、職員団体、労働組合に関する事務を担当してございます。

○三井新庁舎整備課長

それでは、続きまして、私のほうから新庁舎整備課の事務についてご説明いたします。電子の資料40ページ、紙の資料39ページからが新庁舎整備課になります。

まずは電子の資料42ページ、紙の資料40ページをご覧くださいまして、こちらにつきましては、新庁舎整備事業ならびに広町事業に関しまして、記載のような各課と連携を図り進めてまいります。

続きまして、紙の資料41ページをご覧ください。新庁舎整備課は総合庁舎等の整備に関することを

所掌する課といたしまして、令和4年度に設置されました。現在は、新庁舎の整備検討をハード・ソフト両面から進める、新庁舎整備担当と、現庁舎跡地等の活用検討や広町地区整備の事業調整を行っている、広町事業調整担当の2担当で構成されております。新庁舎の整備を滞りなく進めていくとともに、現庁舎跡地等を有効に活用できる方策の検討を進めてまいります。

(1)の新庁舎整備担当ですが、令和6年6月から進めてまいりました実施設計を踏まえまして、令和7年4月に工事公告を行いました。今年度は建設工事に着手してまいります。また、設計段階に引き続きまして、コンストラクション・マネジメント方式を採用しまして、民間事業者の技術力も活用して、工事スケジュールやコスト管理等の体制強化を図ってまいります。また、ソフト面におきましては、新庁舎窓口での利用者動線や職員動線などを考慮したオフィスレイアウト設定などを行ってまいります。年間計画およびそれ以外、概略スケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

私のほうからは以上になりますが、(2)のほうにつきましては、広町事業調整担当課長から説明をさせていただきます。

○泉広町事業調整担当課長

私からは、広町事業調整担当の事務事業についてご説明をさせていただきます。

(2)をご覧ください。広町地区では、令和4年度から土地地区画整理事業が行われてございまして、関係者と調整を図るとともに、周辺地域等と連携いたしまして、魅力向上に向けたまちづくりを進めているというところでございます。また、現庁舎跡地につきましては、令和5年度から令和6年度まで実施してございました、庁舎跡地等活用検討委員会の検討報告書を踏まえながら、区民ニーズのかなうまちづくりと新庁舎整備に際する区民負担の軽減が両立できる活用方法を検討してまいります。概略の事業スケジュールにつきましては、記載のとおりでございまして、令和7年度には事業手法の方向性の検討をいたしまして、来年度以降から活用プラン策定に着手をする予定としてございます。

○品川会計管理者

それでは、私から、会計管理室の事務事業についてご説明いたします。電子の資料2ページ、紙の資料1ページをご覧ください。

1番の会計管理室組織のほうをご覧ください。会計管理室は、地方自治法第168条に定める会計管理者、それから171条に定める出納員、会計職員で構成されておまして、人員数としましては、庶務、出納を担当する会計管理係に7名、歳出審査を行う審査担当に5名、日々の支払い資金等の管理を行います資金担当に3名を配置してございます。

それでは2番、分掌事務をご覧ください。(1)法に基づく事務として、①現金の出納および保管から⑦の決算の調製まで、(2)その他の事務としましては、基金管理や債権管理審議会の運営等を行ってございます。

それでは、電子の資料4ページ、紙の資料2ページをご覧ください。3番、係の分掌事務でございます。こちらについては記載のとおりでございます。

それから4番、金融機関の指定でございますが、地方自治法第235条2項に定めます金融機関については、みずほ銀行、これを指定してございます。

それから5番、債権管理審議会ですが、債権放棄に関してご審議をいただいております。委員は学識経験者4名で構成をされてございます。

6番、債権管理に関する法律相談委託、それから7番の事業者経営分析、それから8番の金融機関調査会など、その他の事業として実施をしてございます。

続きまして、電子の資料 6 ページ、紙の資料 4 ページにつきましては、令和 7 年 3 月末の公金の保有状況と、収納取扱件数の推移、紙の資料 5 ページにつきましては、令和 6 年度処理件数実績を参考までに載せてございます。

○今井選挙管理委員会事務局長

それでは、選挙管理委員会の事務事業概要についてご説明いたします。ページをおめくりいただきまして、1 ページお進みください。

初めに、1 の選挙管理委員会の設置および職務でございます。地方自治法の規定に基づき設置される独立した行政機関の一つとして、職務は、区議会議員および区長選挙のほか、国および東京都の選挙などの管理執行、また、選挙人名簿に関する事務、選挙啓発などを担うものでございます。委員は定数が 4 名、任期が 4 年で、現在の委員および任期は記載のとおりでございます。

次のページ、電子の資料 2 ページ、紙の資料 2 ページをお願いします。（4）事務局でございますが、組織は、今年度 4 月 1 日現在 10 名で、記載のと通りの事務を所掌しております。

次のページ、電子の資料 4 ページ、紙の資料 3 ページをお願いいたします。2 の事務事業の内容です。

（1）の選挙管理委員会の運営については、定例会として月 2 回、選挙時には臨時会を開催しております。そのほか、関係機関との合同会議などにも出席しております。

（2）の公職選挙法に基づく管理執行事務としては、①の選挙人名簿の調製や②の在外選挙人名簿の調製を行っております。

次のページ、選挙管理委員会事務の中で、③の公職の候補者等の政治活動に関する事務をはじめ、④から⑧までの不在者投票など、各種選挙事務を行っております。

続いて中ほど、（3）検察審査員候補者予定者の選定、および（4）の裁判員候補者予定者の選定につきましては、それぞれの法に基づきまして、選挙人名簿からくじで対象者を選定し、それぞれ検察審査会および東京地方裁判所に送付しております。

次に、（5）の選挙啓発の推進です。まず、啓発の講座、それから区内の小・中学校、高校を対象とした、明るい選挙啓発ポスターコンクール、次のページ、電子の資料 6 ページ、紙の資料 5 ページにお進みいただきまして、③の 18 歳へのメッセージカードの送付、小・中学校での出前模擬選挙、明るい選挙推進協議会、通称、明推協の皆様と共同で実施しているところです。

次に、（6）の明るい選挙推進協議会の事務局事務でございます。明るい選挙推進協議会は、明るい選挙の実現に向け、出前選挙をはじめ様々な活動を展開しており、その活動が円滑に行われるように選挙が事務局機能を果たしております。記載のとおり、①の話しあい活動から、次のページに参りまして、啓発活動の実績を掲載しております。なお、協議会の概要については、参考に記載のとおりとなります。

最後でございます。（7）の令和 7 年度以降に執行予定の選挙につきましては、令和 7 年 6 月 22 日施行の東京都議会議員選挙、選挙期日は未定ですが、本年 7 月 28 日に任期満了を迎える参議院議員選挙、令和 8 年度および令和 9 年には、それぞれ任期満了を迎える品川区長選挙、品川区議会議員選挙が予定されております。

○黒田監査委員事務局長

それでは、私から、監査委員事務局の令和 7 年度の事務事業についてご説明いたします。事務事業概要をご覧ください。電子の資料 2 ページ、紙の資料 2 ページをお願いいたします。

項番 1、監査委員でございます。監査委員は地方自治法に基づき設置されており、委員の定数は 4 名で、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有す

る2名と、区議会議員から選出される、いわゆる議選監査委員2名から構成されております。なお、識見を有する監査委員2名のうち1名を常勤とするものとなっております。いずれの委員も区長が議会の同意を得て選任されているところでございます。

電子の資料4ページ、紙の資料3ページをお願いいたします。項番2、監査委員の主な職務権限につきましては、監査等の区分といたしましては大きく3つございます。

まず、1つ目の一般監査では、所管別の定期監査などがございます。こちらに記載の定期監査、所管別監査は財務監査に該当するものでございます。財務監査は、地方公共団体の歳出歳入など財務について監査するもので、監査委員が毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査しなければならないとされております。

次に、2つ目の特別監査といたしましては、住民監査請求などがございます。特別監査は、要求等に基づいて行われる監査で、住民や議会、区長など、監査委員とは別の主体が監査の必要性を判断し、監査委員がそれを受けて監査するものとなります。

次のページをご覧ください。3つ目といたしましては、検査および審査でございます。決算審査、例月出納検査、基金運用状況審査、そして財政健全化審査などを実施しております。これらの監査結果および措置結果につきましては、議会に提出するとともに、区ホームページにて公表しております。

次に、項番3、事務局は記載のとおりでございます。監査委員の事務を補助するため、事務局が設置されておまして、事務局長ほか5名の職員で担当させていただいております。

項番4、監査委員協議会につきましては、他の行政委員会とは異なり、監査委員は独任制の制度でございますが、監査計画をはじめといたしまして必要な事項について決定する場合、合議によりますことから、原則として毎月1回、監査委員協議会を開催しているところでございます。

最後に項番5、品川区監査基準についてです。本基準は、地方自治法に基づき、監査委員が行うこととされている監査等の目的などを定めたもので、令和2年4月に施行しております。地方自治法の規定に基づき、区ホームページ等で公表しているところでございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、その前に委員の皆様へ1点ご案内をさせていただきます。既にご存じのことかと思いますが、今期の特別委員会に総務委員会所管の事務が調査事項として付託されております。SDGs推進・行財政改革特別委員会では、SDGsに関すること、公共施設・公有地等に関すること、および、行財政に関すること。まちづくり・公共交通推進特別委員会では、新庁舎および大井町駅周辺地区に関することがそれぞれ調査事項として付託されております。

これらの項目については、付託された各特別委員会で議論されることが適当であると考えております。したがって、ご質疑に当たっては、以上の点を踏まえて行っていただきたいと思います。

それでは、本件につきまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○石田（ち）委員

事務事業概要ということなので、ざっくりといきたいと思うのですが、まず、公契約条例について、少し言葉が出たかなと思うのですが、その労働報酬下限額がこれから決まっていくということですね。そのスケジュールなどが少し分かればお聞きしたいということと、あと、人権・ジェンダーのところで、苦情相談申出対応があったと思うのですが、それがどれぐらいあったのかというのが、数字が分かれば教えていただきたい。

あと、人事ですけれども、今の時点での総職員数、令和7年の時点でいいので総職員数と、あと、会計年度任用職員もトータルで何人いらっしゃるのかということをお聞きしたいのと、その会計年度任用職員のところでは、この1年ごとの公募はやめて、継続雇用をしていくというか、任用制度を、公募によらない任用制度をできるだけ早い段階で導入するということだったのですけれども、その検討というのは今、どのようになっているのかということ。

あと、少し最後に、新庁舎についてですけれども、特別委員会のほうでもやられるということなのですが、簡単にこのコンストラクション・マネジメントを導入するということで、工期が大きくずれたことで、このコンストラクション・マネジメントというのは、どの時点で入ってくるということを活用するものになっているのか、もう既に相談というか、日建設計でしたか、コンストラクション・マネジメント、違う。ではそこも少し踏まえて、どこでどういう介入のされ方をしてくるのかというのを伺いたいと思います。

○佐藤経理課長

私からは、ご質問のうち、公契約条例のスケジュールのところでお答えいたします。今年度、審議会のほうを設置いたしますが、現在、審議会の設置準備を進めているところでございます。夏ぐらいから議論を開始していただきまして、大体年末ぐらいにかけて、諮問に対する答申をいただきたいというふうに考えております。最終的には、労働報酬下限額につきましては、他の自治体などを見ましても、翌3月ぐらいに告示という形で公表されるということでご認識いただければと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

私からは、苦情相談の申出の件数についてなのですけれども、昨年度、7月1日から開始したところではありますが、昨年度中には1件もなしということになります。

○宮尾人事課長

私からは、職員数、それから会計年度任用職員等のお問合せにお答えをいたします。

まず、職員数でございますが、本年4月1日現在で2,905人、同じく、会計年度任用職員につきましては、4月1日現在で1,623人でございます。

それから、会計年度任用職員についての、再度の任用制度、公募によらない任用制度でございますが、こちらは導入に向けて今、前向きに検討させていただいているところでございます。ただ、来年の4月1日につきましては、任用されている方につきましては、もう一回、全員公募による任用制度はやっていただく必要があるかと考えてございますが、それ以降につきましては、早期の導入を目指して前向きに今、検討しているところでございます。

○小林新庁舎建設担当課長

私からは、新庁舎におきますコンストラクション・マネジメントに関するご質問にお答えいたします。

まず、1点目ですが、どの会社かというところでございますが、これ、プロポーザルによりまして、三菱地所設計が受託のほうをされてございます。

それと、2点目の介入というところでございますが、基本設計、実施設計と進めてきているところでございますけれども、これは全ての期間におきまして関与されている状況でございます。例えば、今回の新庁舎、非常に規模が大きな建物でありますので、なかなか、区の職員だけでは十分に満足されない部分も、経験が少ないことからあるかというところでございます。そういうところを補完していただくことを目的に、今回支援のほう入れさせていただいているところでございますので、例えばコストでありましたり、工期でありましたり、あるいは平面上の計画であつたり、様々な部分において一緒に我々と

検討していただいているところでございます。

○石田（ち）委員

公契約条例、今年から施行されて、労働報酬下限額がやはり一番気になる場所ですので、ここがどう決まってくるのかなというのは大変注目もされておりますので、ほかの自治体等を見ても翌3月ぐらいというのが適切なのかなというところという、翌3月ぐらいに告示されるということですので、ここは十分に、全ての職種の方々に適切な額がしっかりと渡るようにやっていただきたいなというふうに思います。

それで、ジェンダーのところでの苦情相談のところは、昨年の7月から始めて、まだ1年たっていないですね、ゼロ件ということで、バックラッシュ等もあるので、まだまだすごくあるのかなと少し感じてしまったのですが、区のほうへのそうした申出はないということで、ここは引き続き、私たちとしては注目していきたいなと思っています。

それで、あと、人事のところと庁舎のところは分かりました。人事のところでは、ぜひ早急に、というのはもうお答えいただいておりますので、よろしくお願いしますというところです。

○西本委員

まず、企画経営部のほうなのですけれども、この事務事業概要の中の役割というところなのですが、この間、ウェルビーイングという名前、文言が入ってくるのですが、そこが一番下にあります「「区民の幸福（しあわせ）」の観点からウェルビーイングにつながる各政策の推進に取り組んでいく」、これが具体的によく分からないのです。何を、今までのこの間、2年前ですか、区長が替わって、ウェルビーイングというものが出てきて、いろいろやっているとは思いますが、行政が言う、この「区民の幸福（しあわせ）」という、アンケートも以前取りましたが、具体的にはどういう成果があつてどういう方向に持っていくのかということを、少し具体的なところを簡単にいいのでお示ください。

それから、ベーシックサービスという言葉も出てきました。ベーシックサービスというのがどういう意味なのか。これ、ベーシックサービスの意味とは、所得制限などというものをなくすという意味ではないのです。これをどういう意味で使っていて、政策上、考え方を教えてほしいなと思います。

それから、財政的なシミュレーションといいますか、償還などもあるので、現在どうなっているのかなどというのは、常に意識しなければいけないなと思っているのですが、なかなか、決算や予算などのところには若干出てくるのですが、もう少し、これは要望になりますけれども、批判というか、少し回数を減らしながら、増やししながら議論をするというのが必要なのでは、品川区の財政がどうなっているのかというのが見えないので、そこら辺を教えていただきたいです。課題と、それから、これからどう取り組んでいくのかということ。

それから、EBPMの手法を取り入れるということもあります。これは、今後どういうことをやっていくのか。言わば、事業を継続するに当たって、アンケートなどいろいろな手法がありますけれど、今後その事業を考えていくときにどういう手法を考えているのかということ、簡単に教えてください。

まずそこ、企画経営部のほうからお願いします。

○崎村企画課長

今、役割のところ、2つ、「区民の幸福」とウェルビーイングの向上というところと、ベーシックサービスについてのお尋ねでございました。こちら、どちらも今回の施政方針等でも述べさせていただいておりますけれども、これまで区としては、令和5年度に区民アンケートを全区民の方に実施をして、区民の幸福度ですとか生活満足度を把握させていただきました。昨年度の世論調査の中で同じような質

問をして、区民の幸福度、満足度というのを測らせていただきました。こういった指標に基づいて、どの程度、区の施策がそういった満足度、幸福度、主観的な部分につながって、主観的な満足度の向上につながっているのかというところを主眼に置きながら、区としては施策を組み立てて、ウェルビーイングの向上というところにつながる政策や取組を進めているといったところでございます。こういった取組というのは、区だけで行っているものではなくて、国においても、骨太の方針等でウェルビーイングというものを主眼に置いた政策展開というのを求められているところでございますので、引き続きそういう取組を進めていきたいと考えているところでございます。

また、ベーシックサービスにつきましても、この施政方針の中で述べさせていただいていますが、人間が自分らしく暮らしていく上で不可欠な、生活の基礎となる行政サービスを所得制限なく全ての人に提供するといった考え方で、区としては、各子育て施策ですとか高齢者施策、障害者施策について、所得制限のない施策というもの、また、無償でのサービス提供といったところの取組を進めているところでございます。

○加島財政課長

私からは、財政シミュレーションの進捗についてお答えさせていただきます。直近では予算特別委員会のほうで、20年、30年後を見据えた財政シミュレーションというご提案いただいているところで

す。

課題感のほうを先に申し述べさせていただきますと、やはり少子高齢化社会に向かうに当たって、社会保障費の増大、それから経済の動向など先行き不透明な部分がございます。私どもといたしましては、その30年先の財政シミュレーションに取り組んでいくに当たって、各歳入ですとか歳出の考え方をどのようにまず、基本を整理していくかというところに取り組んでおります。例えば区民税であれば、このまま上向いていくのか、それともそれが下基調になっていくのか、なるべく多くのパターンを踏まえながら、財政シミュレーションに取り組んでいけるように今、考え方の整理を行っているところです。

○西澤DX戦略担当課長

私のほうから、EBPMの推進について説明させていただきます。今年度は、データアナリストとともにディープラーニングなどを使ってデータの解析、そういったところから政策への適用を考えております。また、職員のほうでもBIツールの活用などをしながら、統計データ、人口データといった様々なデータを用いながら、政策に活かしていくことを考えております。

○西本委員

かなり大ざっぱな話になってしまっているのですが、よく分かりませんが、ウェルビーイング、よく分かりません。国のほうが求めているのは分かります。でも、国の示すものと、これを具体的な行動を示していくというのがやはり地方自治体の役割だと思うのです。その中で、区民一人一人の幸福感は違うわけです。品川区としてどこにそういう焦点を持つのか。例えばもう、子育てという形にするのか、私は子育てのところはかなりお金使っているから、そこを中心にやっていくのかなあと思ってはいるのですが、でもそれだけではやはり、42万人のいろいろな方々がいらっしゃってという、そこではいろいろな議論の差が出てくると思うのですが、分からないのです。品川区が何をしようとしているのかよく分からないというのが正直な私の感想です。これは、答え出てこないと思いますので、いいです。

それから、ベーシックサービスということも、これ、人間としてベースになる必要最低限のことだと思うのです。ではそれって何、どこまでをいうのか、どこまで無償化するの、所得制限でやっていくの。

ではそれに合わせて、ここの部分は、今までやっていた部分を削ってこっちに持ってきてみましょうというのだったらまだ分からないではないのです。だけれど、もうベーシックサービス、ベーシックサービスとやっていくと、何でもかんでもといったらお金なくなってきましたよね、当然ながら。品川区にとってベーシックサービスとは何、というところが本当に分からないというのがあります。そこを明確にしていくのかというのを、少しここだけお考えをお聞きします。

あと、EBPMはこれからなので、やはり政策提案はアンケートだけでは駄目なのです。客観的に見なければいけないし、統計的な分析手法や、AI的な、そういう手法もそうだと思うし、ということで、それを今後、かなり事業展開する中では、根拠になるデータというのを求められてくると思うので、ここは実践していただいて、ご報告できるのであればご報告、ぜひお願いしたいと思います。

続いて、区長室のほうです。これも、概要のところを見ると、区議会と十分な連携を図るため、と書いてあるのですが、本当ですか、という。きちんとやってくれますよねということなのです。なので、ここはやはり議会蔑視と言われないように、十分に連携を図っていただきたいなと思っております。これは私の意見です。

そして質問は、区のどの部門にも属さない事象というのはどんなものがあるのですか。そこはどういうものがあるって、どういう流れ、どういうものが出てきて、今の部署の中にそれをやれるところがなくて、だからここを区長室でやるのですよということなのか。そのちょっとした例などをいただくとそういうイメージ湧くのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○崎村企画課長

ベーシックサービスに関するお尋ねでございます。委員がおっしゃるように、品川区単独でというよりは、こちらのベーシックサービスというのは本来、国政において、当然全国一律でそういったサービスを提供されているものというふうに考えておりますけれども、もう一方で、基礎的な基礎自治体としてどういったサービスを展開していく必要があるのかということについては、考えていく必要があると思っております。これを何に位置づけるかについては、国の動向も踏まえつつ、今回、予算特別委員会でもいろいろとご議論いただきましたけれども、議会での意見ですとか区民のご意見等も踏まえながら、それぞれ検討していくべきものというふうに考えているところでございます。

○藤村総務課長

どの部門にも属さない事象というところで、例というところですが、例えば、現在、総務係で担当しておりますCSR推進協議会など、そういった新しい概念が出てきたときに、どの部門にも属さないからというところがあったり、あとは、何年か前に、不発弾が発見された事例があったと思うのですが、あれは危機管理対応の一例というところではあるのですが、どこの部門に属するかというところ、なかなか明確ではないというところなので、総務課で担当したというような例があったりするところを指しているものです。

○西本委員

もっとこれから複雑になってくるのかなと思っているのです。なので、できれば、庁舎の中での、こういうケースはどこに、ケースまでは新しいことなので前例がないことなのだろうと思うので、なかなか担当が分からないかもしれないのですが、単純にこれ、今日もすごい数ですよ、テーマごとに課長がいらっしゃるというぐらいの人数なのです。そうすると、何か起きたときに、これ自分のところかなというのがよく分からなくなってしまうと思うのです。

前の組織だと、部という形だったので、ある程度、その部の中でいろいろな総合的に問題把握をしな

がら対処するという、割と横のつながりもできていたような感じなのですが、今はもう、事業ごとに担当がいる感じになっているので、なかなか横串というのが難しくなっているのではないかなと思うのです。そうなった場合に、どこにも属さないとなったときの主導権というのが、総務課でやるのだったら分かるのです、総務課というのは総務課なのでしょうけれど、でもほかの担当の方が非常に判断しづらい。何でもいいから言ってきて、という状況になってくるのか、この辺の仕切りはどういうふうになっているのですか。

○藤村総務課長

連携等のご指摘というところですが、現在でも横軸の連携というのはしっかり取れているかなというふうには考えているところですが、どういった課が主導権を持つかというところがやはり不明確である事象が出てきた場合の対応といたしましては、不明確であれば総務課なりで、どういった課が一番適任かというところは、全体に調整して、その他の部署にお渡しといいますか、そのの流れによるものは総務課のほうで担当していくというような形で対応していきたいと考えております。

○西本委員

最後。難しいと思うのですが、ただ、なかなか連携しづらくなっている組織になってきているなとも感じるので、ここは意識的に、横串を刺すというような取組も必要だと思っています。

最後に、人事課のほうなのですが、目安箱がなくなっただけですね。職員の人たちのカスハラももちろん、条例できて、カスハラの問題もありますが、一人で悩んでいる方とかに対するフォローとか、そういうものはどうなっているのですか。そういう目安箱もなくなってしまったり、ということになるとなかなか言いづらいと思うのですが、それは大丈夫でしょうかという、最後のお尋ねです。

○宮尾人事課長

今、目安箱の件、お尋ねをいただきました。確かに昨年に目安箱は一旦休止ということで、現在は運用を止めております。その代わりと言ってはなんですが、例えば、従前から人事課にはそういった職員の様々な悩み事ですとかを受け付ける機能をもともと持っていました。また、直接職員に言うのがはばかれるという職員もいるかと思いますが、今は外部に相談窓口を委託でつくっております。さらに、もう一つ、外部といたしまして、弁護士が直接相談を受けるというような窓口も設けておりますので、そういったところ、目安箱がなくなったからというふうにならないような、様々な対策を講じながら、しっかりと職員の声を聞いてまいりたいと思っております。

○西本委員

ということは、外部の窓口がいろいろあるので目安箱をなくしたという認識でよろしいのですか。なくなった理由を教えてください。

○宮尾人事課長

そうですね、様々な窓口を用意したというのがありますけれども、本来、迷ったら、困り事があったら、例えば周りの先輩たち、その組織の中で、上司のほうに相談をしてというような、そういった相談の解決の方法というのものもあるのではないかなというふうに思います。要は、風通しのよい組織というところを目指して、自分の組織、例えば職員の悩み事に対してその組織全体で解決をする、こういった力というのも大切にしていきたいというような思いもございます。

○須貝委員

企画経営部にお伺いしたいのですが、渋谷区と世田谷区がマイナ保険証の有無に関わらず国民健康保険の加入者全員に健康保険証と同様に使える資格確認書を独自に発行することを決めました、とありま

す。これは所管では決められないと思うので、恐らく企画経営部で考える事案だと思うのですが、これ、このままいったら相当の混乱を起こすのはもう目に見えていますよね。渋谷区だけでも4万6,000人、世田谷区がおよそ16万人、資格確認書を順次発行するというふうにあります。品川区として、秋に向けてどのような対応を取るのか、企画経営部としてどのように考えられているのか教えてください。

○横田デジタル推進課長

厚生労働大臣の発表では、自治体ごとに取り決めていいということではありました。その1週間ぐらい前の通知に、基本的に資格証明書を全員出すものではないよという通知がございました。急遽1週間で方向転換したので、今後どうしていこうかというのは今、企画経営部、あとは健康推進部で調整して、近いうちにどうしていくかというのをを出していくというふうに考えております。

○須貝委員

では、保険料は頂いているので、それで実際診療に行ったら診療してもらえないというのは、これはもう区民に対して大変失礼なことだと思うので、これは早急に企画経営部としては積極的に考えていただきたいと私は思います。

2点目は、何かいじめの重大事件がまた、何件か発生したというような話が聞こえているのですが、これは事実ですか。まず、それを教えてください。

○川村コンプライアンス推進担当課長

いじめ重大事態の件数についてでございます。累計で申し上げますと、令和4年度からの累計で24件、うち令和6年度は5件というふうに把握しております。

○須貝委員

それで、令和7年度に入ったばかりですから、令和6年度はいろいろ対応策を考えて、事業部もそれぞれ編成したわけですね。そのいじめ重大事件に対する体制を。それに対して、様々な手法、対応をしているにもかかわらず、やはりどんどん増えているといったような状況なのですか。教えてください。

○川村コンプライアンス推進担当課長

増加傾向にあるかというところで申し上げますと、いじめ重大事態は、令和5年度に比べて令和6年度のほうが減っております。ただ、重大事態といじめを認知した件数というのは、また別の話でして、認知件数自体は、申し訳ございません、区長部局ではそこまで報告をいただいていない状況です。

○須貝委員

様々な事業部で取り組んでいるというふうに報告を受けているので、これに対してはやはり、人をさらに増員して食い止めていただきたいと思います。意見だけ言わせていただきます。

少し監査委員事務局にお聞きしたいと思います。今年もそうなのですが、監査の中に議員が2名います。品川区議会議員もお金の使い方、政務活動費もありますけれど、監査の対象になっていると思うのです。その対象になっている人がいるにもかかわらず、また、監査もするというのは何か少しおかしい気がするのですが、区としては、これはこのまま続けるつもりですか。教えてください。

○黒田監査委員事務局長

監査委員制度につきましては、先ほど事務事業概要でも申し上げたとおり、地方自治法の規定がございまして、監査委員といわゆる議選監査委員から設置されるという構成で、いずれの委員も区長が人事案件提出しまして、議会の同意を得て選任されているという制度でございますので、引き続きこの制度で、運用されるものというふうに事務局としては考えておるものでございます。

○須貝委員

これ、子どもが見ても、監査される人がその中にいるにもかかわらず、監査を行う人をその中から選ぶというのは、小さなお子さんの教育上も間違っていると私は思うのですが、そういうことに関して、今まではそういうことがあってよかったのかもしれないですが、そういう間違いがだんだん顕著になって、世の中の風潮もだんだんそういうふうに移行しているというのに関わらず、品川区はこのまま、やはり地方自治法にのっとって続けるおつもりですか。もう一度お答えください。

○黒田監査委員事務局長

繰り返しになりますが、監査委員制度につきましては、法令に基づいて運用されている制度でございますので、これに基づいて運用していくものというふうに事務局としては考えているものでございます。

○石田（秀）委員長

外部監査というほうがいいのではないかと提案すればいいのです。

○須貝委員

そうです。

○石田（秀）委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、ほかになければ、以上で事務事業概要を終了いたします。

3 その他

○石田（秀）委員長

最後に、予定表3のその他を議題に供します。その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ないようですので、正副委員長より3点案内を申し上げます。

まず、所管事務調査についてです。

5月27日の委員長会および正副委員長会において、議長より、これまでと同様に、所管事務調査に積極的に取り組んでほしい旨の発言がありました。当委員会としまして、委員会の活性化の観点から、積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

つきましては、年間を通して協議したい課題や調査事項等につきまして、委員の皆様からご発言をいただき、委員会日程等を考慮しながら、できる限り調査していきたいと考えております。

ご参考までに、過去の調査項目について、委員の皆様には事前にお配りをいたしました。

それでは、所管事務調査について、何かこの場でご意見等がございましたらご発言願います。

○西本委員

確認です。ここは特別委員会ができたので、先ほども委員長のほうからご案内ありました。これは特別委員会ですよというところがあるので、もう一度確認したいのが、SDGsと、それから庁舎の建て替え、跡地活用も、それも全部特別委員会だから、総務委員会では扱えないということですね。

○石田（秀）委員長

これは、周辺はまた、少し違うのですけれど。

○西本委員

周辺とは何ですか。

○石田（秀）委員長

大井町周辺というのもあるのです。E地区は建設委員会とか、それは分からないけれど、これはそもそも総務委員会ではないから。

○西本委員

結構、トピックス的なものがなくなっているなど……。

○石田（秀）委員長

だから特別委員会でやろうと言っているのです。

○西本委員

無所属の議員は特別委員会の委員ではないのですけれど。

○石田（秀）委員長

だから、SDGs未来都市計画の進捗とか、公共施設・公有地等に関することは、公有施設等総合計画、それから、公有地、旧第一日野・アイルしながわなどは、SDGs推進・行財政改革特別委員会で行うと。行政評価、ふるさと納税、DX、これらも、SDGs推進・行財政改革特別委員会。まちづくり・公共交通推進特別委員会は、新庁舎、現庁舎跡地等、それから、大井町駅周辺地区社会実験という形になっているのだけれども、例えば、この前話したのは、東急のガード下、これはどちらでやるのだという話、それは、少し場所が微妙なのです。だけれど、それはやはり、新庁舎、現庁舎跡地だけれど、E地区は建設委員会という仕切りを一応しました。だから、それは私がまちづくり・公共交通の副委員長の話でしています、ごめんなさい、総務委員長ではないですね。そこでそういう仕分をしたということです。それで、あと、帰宅困難者対策もそちらでやる、ということかな。だから、私は向こうの副委員長もやっているから、それで仕分はしたのだけれど、それを踏まえて、所管事務調査で意見をくださいと。だから、これまではふるさと納税とかあるのだけれど、それはここではなくて、このSDGs推進・行財政改革特別委員会の所管ということです。

○西本委員

公契約条例は。

○石田（秀）委員長

公契約は総務委員会でやるのです。

○西本委員

職員の育成などもこちらですね。

○石田（秀）委員長

もちろん、それはもう総務委員会です。

○澤田委員

マイナンバーカードの活用拡大とかは。

○石田（秀）委員長

それはこちらですよ……、マイナンバーの活用は区民委員会ですか、総務委員会ですか。

○横田デジタル推進課長

SDGs推進・行財政改革特別委員会を考えていました。

○石田（秀）委員長

SDGs推進・行財政改革特別委員会には、私は話に出てないから、ごめんなさい。私出てないけど、マイナンバーはどこでやるの、区民委員会ですか。

○横田デジタル推進課長

マイナンバーですと、マイナンバー制度ですとかマイナンバーカードの利活用につきましては、SDGs推進・行財政改革特別委員会のほうで行ってまいります。

○須貝委員

全部口封じだ。

○石田（秀）委員長

では、それは分かった。そういうことでお願いします。

○須貝委員

西本委員、不満たまってしまって大変だ。

○山本委員

私としては、財政について、調査をしていただきたいと思っております。これはまだ少し切り分けのところで、先ほど西本委員からお話がありましたし、私や松本委員も予算特別委員会で申し上げているところです。やはり今後、新庁舎整備費等で負担が増大していくというところの中での、30年先を見据えた、この財政のシミュレーション、これは非常に重要な事項の一つだと思っていますので、これは調査していただきたいというところで、これは新庁舎整備基金との絡みもありますけれども、それは新庁舎整備だけのことではなく、公有地だけのことではないということで、この総務委員会の調査事項として挙がるのかなと思いますので、それで整理できるのであれば、ぜひお願いしたいというところがございます。

○石田（秀）委員長

それはいいのではないですか。財政シミュレーションはいいけれど、そうすると、それに合わせて何をやるの。シミュレーションはいいのだけれど、入りの部分の何をしようとかいうことまで入るとなると、入りをどこにすると、だから財調をやるのかとか、お金をどうやって上げてくるかという話をするの。そうすると、庁舎のことになってきてしまう。庁舎の跡地とか、そういうものをシミュレーションでどうやっていくのだ、みたいなものはここではできないです。

○久保田企画経営部長

財政シミュレーションといいましても、我々、今のところの時点では、これから調査研究を始めるということを予算特別委員会で話しておりますので、何か具体的な計画があるというものでもありませんので、もしそういったものを所管事務調査でテーマに取り上げるということであれば、それはいろいろと協議させていただいて、意見いただいて、我々もそれを踏まえて、今後検討していくのかとか、あとはどういった他の自治体の例をこの委員会の中で調査研究していくとか、いろいろな手法があると思いますけれども、そういったことで協議させていただきたいなと思っております。

○石田（秀）委員長

ほかの自治体といったって、全然違う、財調やろうかという話になってしまう。財政シミュレーションでは歳入をどうするかという話が必ず出てくる。

○山本委員

私としては、今おっしゃられたように、どのようなやり方が可能かというところも含めて、この所管事務調査で話していくことができたらいいなという思いですけれども、そのやり方等については、ぜひ、

もし調査対象になるようでしたら協議をさせていただければいいのかなと。入りのところもどこまでやるかというのは、そこは検討かなというところで……。

○石田（秀）委員長

それはちょっと預かります。一番ぶつかってくるのは、20年、30年後どうしようとなると、一番どうやって扱うかで難しいのは、今大きな金で話をするのなら、庁舎跡地、それがどういうふうに見るのですかという話が必ず出てくると思うのです。それは今のところでは、庁舎の跡地について特別委員会でやろうかと話をしているわけだから。それに金がかかる部分を特別委員会ではやらないよと、別に特別委員会でやる必要ないのです。跡地をどういうふうにやろうかというのが今、特別委員会では言われているわけだから、そこに金を絡ませないという話をそっちの部分にはしておけばいいわけで。金の絡む部分については、財政シミュレーションがあるから総務委員会でやるよという仕分をどこかでやらなくてはいけないと私が思うので、それは、一回ちょっと話をさせてください、預からせてください。

○西本委員

心配というかまだ把握し切れていないのが、庁舎は庁舎であるのだけれども、学校改築とか公有地とかいろいろあるではないですか、それ全体が知りたいのです。全体どういう動きになっているのかというのが。細かいところに入るともちろん所管に入ってきてしまうと思うのですが、全体の財政として品川区の財政どうなっているのですか、どういう方向になっている、今は大丈夫だけれども、このままいってしまくと、物価高も含めて考えていくと、プラスアルファで考えておかないといけないねとか。だから、私の希望としては、今の何とか無償化とかいっぱいやってはいますよ、いろいろなものやってはいますよ、それが財政負担というのは当然出てくるわけです。負担になってくるのか大丈夫なのかというのを、見通しを立てられたなど。建物などハードの整備とかもありますけれど、そういう何かもう少し広い意味での議論ができないかなと思っているのです。

○石田（秀）委員長

それはすごく話は分かる。ただ、そこまで行くのであれば、さっきも言ったように、入り出の話があって、それで、出の話はもう今既に、例えば、アイルしながわだって少し延長しようとか、そういうことです。学校だって私の思っているよりは出てきていないです。数としては先延ばしで、それを30年ぐらいやろうとしたら、どうやってシミュレーションを組む、これがえらい難しいのです。それ先にやっておいて、今みたいにこういう状況になったら少し後にしようといったって、公共施設というのはたくさんあるわけです。それを後回しにするのかどこでやるのかというのは、ここでやるのはいいけれども、それが一つの大きな大義名分みたいになるようなことを所管事務調査でやってもいいけれども、我々議会が言いつ放しになる可能性があるから。だから、そこら辺は言いつ放しでいいとは思えないので、そこら辺を分けて考えないと。もう、一応計画は持っているのだから、公共施設の建て替え計画はあって。それは私の感覚では少し遅れているのだろうという感覚で今こうなっているから、それぐらいの話。それを全体で財政シミュレーションまでイコールにしていってしまくと、話がもうごちゃごちゃになってしまうと思うのです。それは、計画は出してもらうのはいいよ、出してもらう、もう1回改めてそれをやりましょうと、こういう計画になっています、というのはいいい。

○西本委員

現状把握と思っているので。

○石田（秀）委員長

現状把握はいいよ。

○西本委員

現状把握でということのスタンスでいいのではないかなと思うのです。

○石田（秀）委員長

それはそれでいいのだ。分かった。それは分かった。それでいいのだ、だから意見は聴くから。

○西本委員

あと、職員の育成というところ。ただ、職員の方々が元気になってほしいのです。一応そういう、救済措置はいろいろあるのでしょうけれども、カスハラとかいろいろなことが出てきてしまって、世間的にそれが常識なのか、まだそこまで行っていないのかということも含めて考えると、職員の方々はすごい大変だろうなという思いがあるのです。なので、私たちがそれを議論すべきものかという部分はあるのですが、現状として何か、やりやすい環境にするには何かないのかなあと。これ私たちが、議会側がそういう話をしているのかどうか分からないで言っているの、ただそういう、職員の福利厚生ではないですけど、そういう方向にもう話ができないのかな、全然違いますよと言われればそうかもしれないので。ただ、少し気になっていることなので。

○石田（秀）委員長

これは、私のイメージ言っていていいですか。これやるって、会計年度任用職員の話もそうなのですが、大変だと思って品川区でそれでも働いてくれている人、それで精神的にも大変ご苦労いただいて、それでもいろいろな制度を使って働き続けていただいている方、これは全体のパーセントとかいうのを比較しなくてはいけない。比較しないでいくと、これって、ただ1人の意見で、我々に要請があったとかと議会が動いていいのかという話になってしまう。だけれど、ほかと比べてもやはり品川区は少し突出してそういうものが多いのではないかと、そういうことがあれば、そこはどういうことで多いとか、そういう会計年度任用職員でもこういう制度をもっとこういうふうにしたほうがいいのではないかと、そこら辺がほかの自治体と相当比較をしながら、そこで品川区は突出しているというのであれば、それは少し調査するというのはある。

逆に働き方改革できちんとしっかり残業も減ってきたりとか、早く帰れている。みんな気概を持って、やる気を持ってやってくれている職員の方々もたくさんいるわけです。そういうものも含めてやっていないと、そっちの悪いものは目立つから、1人、2人、3人と、10人ぐらい探してこいといったらあつという間に探せるから。10人もいるというと2桁もいますよと思うように感じてしまうのです。これはきちんと客観的なデータを取るか何かしてやらないと、これは話が変な方向に行ってしまうと思っているので、もしやるならそれも考えるけれど、それをやるならしっかりそういう客観的なデータなり何なり、そういうものも含めてやっていないと、変なほうに行ってしまうと思います。それはだから、意見としては、それは受け取ってもいいですよ、話は聴いておく。

内容それぞれ、今いろいろありがとうございました。今、ご意見をいただきましたが、ほかに調査したいテーマがありましたら、6月16日月曜までに事務局へ提出してください。6月16日月曜日、よろしいですか。

日程的なこともございますので、提出されましたそれぞれのテーマにつきましては、資料等の準備などを含め、調査可能かどうか、理事者と協議させていただきます。次回の委員会で正副委員長案をご提示し、改めまして、所管事務調査の調査項目として決定してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。これが1個目。

次、大井競馬場の視察についてです。例年、総務委員会の所管事務事項といたしまして、大井競馬場

の視察を行っております。この視察につきましては、特別区競馬組合から、競馬事業の理解を深めるため、各区の区議会にも調査・視察していただきたいという旨の依頼であると聞いております。

品川区には本場もあることから、委員会として運営状況、入場者数の推移、競馬場周辺の現況等につきまして、現地調査の必要もあるのではないかと考えておりますが、今年度も視察をするということによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、実施するというので、先方と調整したいと思います。なお、日程は、第2回定例会委員会2日目、7月1日火曜日で先方と調整をさせていただきたいと思います。当日につきましては、午後1時に委員会を開会し、3時頃には出発という予定を想定しておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

次に、3つ目、行政視察についてであります。

今年度の行政視察の調査事項、視察先、日程等につきまして検討していきたいと考えております。参考資料として、過去の視察先と調査項目についてまとめたものを事前にお配りしております。本日のところは持ち帰りいたしますが、あらかじめ、先ほどの所管事務調査についてと同様に、行政視察において調査したい項目や行き先等についてご意見があれば伺いたいと思います。

行政視察の調査項目や行き先について、何かこの場でご意見がございましたら、ご発言願います。いいですか。

○須貝委員

事務局のほうで委員長とお話をして、毎年それぞれ視察先を決めていただいておりますが、やはり、我々が見ていて、品川区と同様の規模な、大都市問題を抱えている、人口も増えている、増えていなくても同規模のような、そういう経済規模、市場規模、産業規模ということを考えて、やはり近くの横浜とか川崎とか、関東周辺に限られると私は思うのです。そういうところで意見交換なり、それぞれの大都市問題の悩みを抱える、そういう自治体と、いろいろなところを視察しながらお話を伺うというほうが、よりベターな視察になり、なおかつ勉強になると思いますので、そういう方向で進めていただけるとありがたいと思います。意見だけです。

○石田（秀）委員長

ほか、ありますか。おっしゃるとおりだなと思います。

○西本委員

去年、所管事務調査の項目に従って行き先を決めました。非常に勉強になったのです。深掘りができました。なので、所管事務調査の内容がある程度固まって、それに沿った形での視察先をぜひお願いしたいなと思っています。本当にいろいろな議論が去年、総務委員会の中でできたのです。それはすごく貴重な体験だったなあとと思っているので、ぜひそういう観点で提案、総務委員会も小さいところ、大きいところ、自治体の状況によってという違いはもちろんあるのですが、でも、小さかろうが大きかろうが、結構共通した悩みとか問題点とかいろいろあるので、広げて考えていただくのが一番いいのかなと思っています。ぜひ、所管事務調査に関わるような視察先の検討をお願いしたいと思います。

○石田（秀）委員長

よろしいですか。今のおっしゃるとおりでありまして、実のあるものにしていこうと思っています。須貝委員の言っていることも、そのとおりの部分もあるので、それはどれぐらい、その意見が反映でき

るか分かりませんが、こう言うとまた怒られるね。別に、都内であろうと、今言った、横浜、川崎・横浜は別だと思っているけれどそういうぐらいのところでも、日帰りだって、委員会のときだって1時間ぐらいで行けるわけですから、委員会中に行ったっていいわけで、そういうことも含めて、何が我々総務委員会でやっていくにとってはいいことなのかということはしっかりやっていきたいと思っておりますので、それは副委員長とも話をしながら正副案を出していければなと思っております。

それで今後の、先ほど言いましたように6月16日に、西本委員は、まず、先に、所管事務調査というお話だったけれど、行政視察でも、今、一つの意見も行政視察は所管事務調査に基づいて行くといいのではないかというお話もあったのだけれど、何かあれば、6月16日までにそれも出してくださればありがたいと思っております。そういう形でいきたいと思っておりますので、6月16日、一応、ぜひよろしくお願いいたします。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。

○午後2時58分閉会